

第1回横浜市高齢者保養研修施設ふれーゆ 指定管理者選定評価委員会

次 第

日時：令和7年4月30日（水）

13時00分から15時00分まで

場所：高齢者保養研修施設ふれーゆ大会議室

- 1 開会
- 2 各委員・事務局職員の紹介
- 3 委員長及び委員長職務代理者の選出について
- 4 議題
 - （1）選定スケジュール
 - （2）施設概要について
 - （3）公募要項等について
 - （4）審査項目、審査基準、選定方法について
- 5 閉会

<資料>

- 資料1 委員名簿
- 資料2 横浜市高齢者保養研修施設指定管理者の候補者の選定等に関する要綱
- 資料3 横浜市高齢者保養研修施設指定管理者選定委員会運営要綱
- 資料4 横浜市高齢者保養研修施設ふれーゆ指定管理者選定スケジュール
- 資料5 横浜市高齢者保養研修施設ふれーゆの概要について
- 資料6 公募要項
- 資料7 公募要項の主なポイント
- 資料8 審査表
- 資料9 選定方法について

資料 1

横浜市高齢者保養研修施設ふれーゆ
指定管理者選定評価委員会委員 委員名簿（50音順）

令和7年4月30日

（敬称略）

団体名（役職名）	委員名	ふりがな
鶴見区保健活動推進委員会 副会長	芦澤 年子	あしざわ としこ
税理士	坂田 裕子	さかた ひろこ
横浜商科大学商学部観光マネジメント学科長	佐々 徹	さっさ とおる
健康文化研究所有限会社 代表取締役	塩田 尚人	しおた なおと
鶴見区老人クラブ連合会 会長	日向 邦夫	ひゅうが くにお

横浜市高齢者保養研修施設指定管理者の候補者の選定等に関する要綱

制定 平成 27 年 3 月 24 日 健高健第 1083 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市高齢者保養研修施設条例（平成 8 年 3 月条例第 11 号。以下「条例」という。）第 6 条に規定する横浜市高齢者保養研修施設指定候補者（指定管理者の候補者をいう。以下同じ。）の選定（以下「選定」という。）を適正に実施するための手続等を定める。

2 選定は、公平性及び透明性を確保して実施しなければならない。

（選定）

第 2 条 選定は、応募の期間を定めた公募により実施する。

2 前項の公募を行った結果、応募の期間内に資格を満たす応募者がなかった場合には、公募要項の再検討等を実施した上で再公募を行うものとする。

3 前項の再公募によっても資格を満たす応募者がなかった場合には、市長は非公募により選定を行うことができる。

4 市長は、条例第 13 条第 1 項に規定する横浜市高齢者保養研修施設指定管理者選定評価委員会（以下「委員会」という。）の意見を尊重して選定を行わなければならない。

5 2 団体以上の応募があった場合には、市長は、委員会の意見を尊重して次点候補者（指定候補者を指定管理者として指定できない事情がある場合において、当該指定できない候補者に代わって指定候補者となるべき者をいう。以下同じ。）の決定を行わなければならない。

（選定基準）

第 3 条 選定は、別に定める選定基準に基づき実施する。

2 選定基準は、条例に定められた施設の設置目的を最も効果的に達成することができるよう定める。

3 市長は、前項の選定基準については、委員会の意見を尊重して定めなければならない。

（申請書等）

第 4 条 指定管理者の指定を受けようとする者は、あらかじめ市長が定める期日までに、横浜市高齢者保養研修条例施行規則（平成 8 年 7 月横浜市規則第 64 号）及び別に公募要項に定める提出書類を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、必要に応じて、前項の規定により提出を受けた書類の一部又は全部を委員会に提供する。

（選定の公表及び報告）

第5条 市長は、選定（次点候補者の決定を含む。）をしたときは、速やかに当該結果を応募団体に通知するとともに、その結果を公表する。

（指定管理者の指定に係る手続）

第6条 市長は、指定管理者の指定に係る議案が議会において議決されたときは、速やかに指定候補者に対して指定の通知を行うとともに、条例第7条の規定に基づき、公告を行うものとする。

2 指定管理者に指定された者と市長は、指定管理業務に関する協定を締結する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成27年3月24日から施行する。

（要綱の廃止）

2 横浜市高齢者保養研修施設ふれーゆの指定管理者の選定等に関する要綱（平成22年2月22日健高健第1117号）は廃止する。

横浜市高齢者保養研修施設指定管理者選定評価委員会運営要綱

制定 平成 24 年 3 月 23 日 健高健第 1207 号（局長決裁）
最近改正 平成 26 年 9 月 18 日 健高健第 626 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市高齢者保養研修施設条例（平成 8 年 3 月横浜市条例第 11 号）第 13 条第 3 項の規定に基づき、横浜市高齢者保養研修施設指定管理者選定評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

（担当事務）

第 2 条 委員会は、横浜市高齢者保養研修施設指定候補者（指定管理者の候補者をいう。以下同じ。）の選定（以下「選定」という。）、指定管理者による横浜市高齢者保養研修施設ふれーゆの管理の業務に係る評価（以下「評価」という。）等に関し、次の事項について調査審議し、市長に意見を述べる。

- （1）選定手続の細目
- （2）選定基準
- （3）公募要項
- （4）選定及び次点候補者（指定候補者を指定管理者として指定できない事情がある場合において、当該指定できない候補者に代わって指定候補者となるべき者をいう。以下同じ。）の決定
- （5）評価基準
- （6）評価の決定
- （7）指定管理者の指定の取消し
- （8）その他市長が選定、評価等について必要と認める事項

（委員）

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- （1）施設経営の実務に詳しい者
- （2）高齢者の健康づくりに詳しい者
- （3）学識経験者
- （4）その他市長が必要と認める者

2 委員に、委員としてふさわしくない非行事由があったと市長が認める場合は、市長はその職を解くものとする。

3 委員の氏名及び役職等は公募要項等に掲載する。

（委員の責務）

第 4 条 委員は、第 2 条に定める職務を常に公正、公平に行わなければならない。

2 委員は、直接間接を問わず、応募団体及び応募することが見込まれる団体の関係者と、選定に関して接触してはならない。

3 前項の接触が判明したときは、委員会は委員が接触した団体を選考対象外とする。

4 委員は、委員会を通じて知り得た情報をその職を退いた後も洩らしてはならない。

ただし、横浜市又は委員会が公表した情報については、この限りではない。

- 5 前項の規定は、委員会に出席した者（委員及び会議が公開されている場合における傍聴者を除く。）について準用する。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、5年とする。ただし、特別の事情があると認められる場合は、任期を別に定めることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は再任されることができる。
- 4 委員は任期の途中であっても、市長に申し出ることで、辞退することができる

（委員長）

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（議事）

第7条 委員会の会議は委員長が招集する。ただし、委員の任期が満了した後第6条第1項の規定により委員長を定めるまでの間は、市長が招集する。

- 2 委員長は、委員会の会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の会議の議事は、出席した委員（議長を除く。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

（作業部会）

第8条 委員会は、必要があると認める場合には、作業部会を置くことができる。

（会議の公開）

第9条 委員会の会議は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定に基づき、公開するものとする。ただし、同条ただし書に該当する場合は、委員会の決定により非公開とすることができる。

（報告）

第10条 委員会は、選定（次点候補者の決定を含む。）、評価の決定等を行ったときは、速やかに当該結果を市長に報告する。

（庶務）

第11条 委員会の庶務は、健康福祉局高齢健康福祉課において行う。

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(要綱の廃止)

- 2 横浜市高齢者保養研修施設ふれーゆ指定管理者選定委員会運営要綱（平成 22 年 2 月 22 日健高健第 1117 号）は廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行後最初に開催する委員会は、第 7 条第 1 項本文の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則

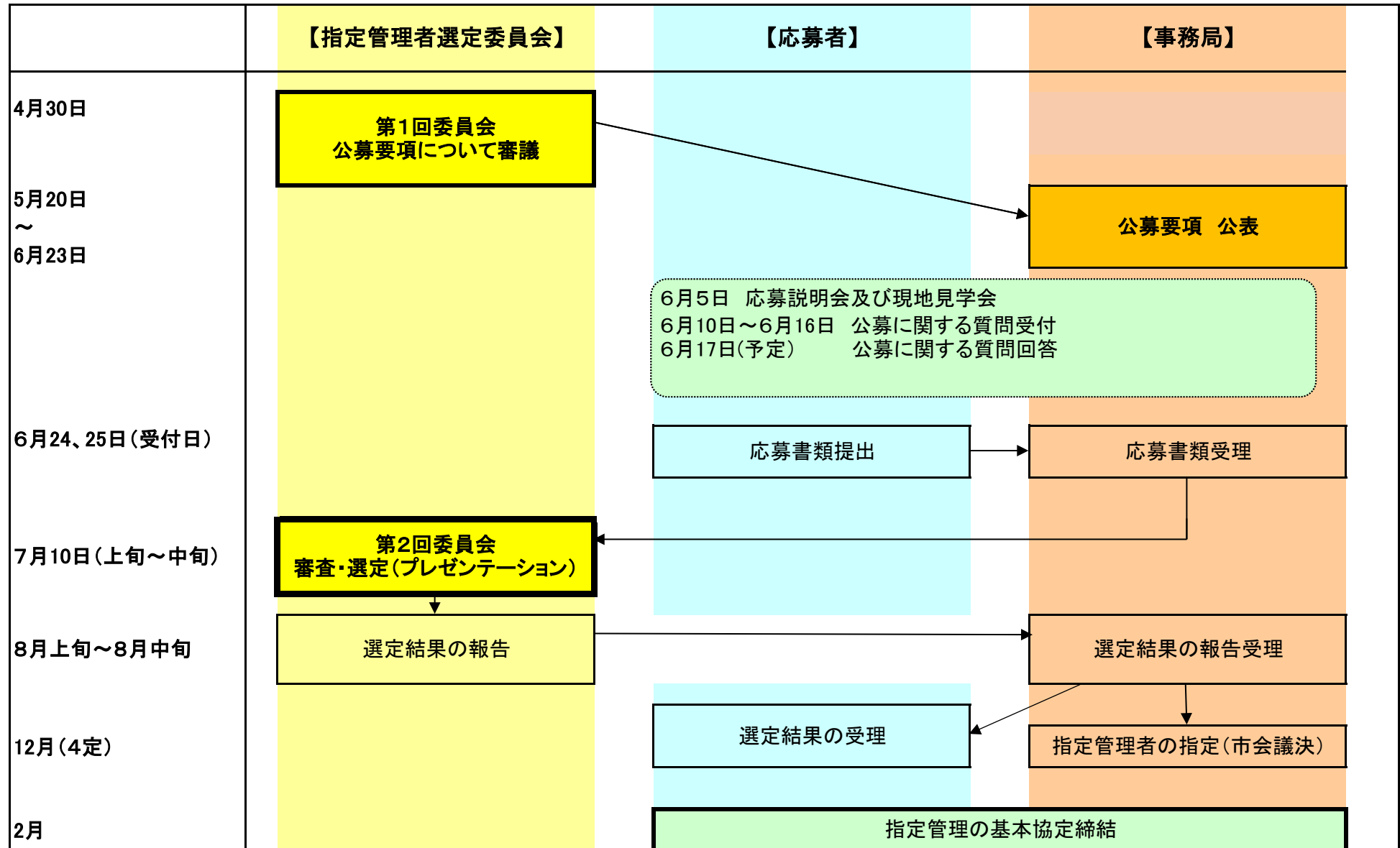
(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 26 年 9 月 18 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行日より前の委員の任期については、なお従前の例による

横浜市高齢者保養研修施設ふれーゆ 指定管理者選定スケジュール(案)



横浜市高齢者保養研修施設ふれーゆの概要について

1 設置目的

保養、研修等の場及び機会を提供することにより、高齢者の健康を増進し、社会参加を促進するとともに、高齢者その他の市民相互の交流を図り、もって高齢者の福祉の向上に寄与すること

2 所在地

横浜市鶴見区末広町1丁目15番地の2（工業専用地域）

3 開館年月日

平成8年7月10日

4 施設規模

敷地面積 約17,215㎡ 延べ床面積 7,630㎡ 建築面積 4,192㎡

構造 鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造)3階建

5 施設内容

温水プール（25m×4、流水プール、子供プール、クアプール、ジャグジー）

大浴場（全身浴、つぼ湯、寝湯、ぬる湯、低温サウナ）

展示温室、多目的室、大広間、軽食喫茶室、駐車場 ほか

6 開館時間等

(1) 開館時間

ア 4月～9月 午前9時から午後9時まで

イ 10月～翌3月 午前10時から午後8時まで

※ ただし市長が必要であると認める場合は変更することができます。

(2) 休館日

年末年始（12月30日から1月2日まで）、施設点検日及び資源循環局鶴見工場施設点検日

7 利用料金

種別	単位		高齢者	大人	子供
プール	1人2時間	個人	500円	800円	300円
		団体	400円	700円	200円
大浴場	1人1回	個人	500円	800円	300円
		団体	400円	700円	200円
セット	プール・大浴場	個人・団体	800円	1,400円	400円
更衣室ロッカー	1回		大型200円、小型100円		
駐車場	1台、1時間		大型車600円、その他200円		

8 利用実績

年度	利用者数			利用区分別内訳						
	プール	大浴場	合計	高齢者	大人	子供	高齢障害者	障害者	障害児	その他
3年度	41,388	12,532	53,920	12,880	15,807	17,664	3,433	945	1,057	2,134
4年度	113,196	45,014	158,210	32,386	54,209	53,656	7,300	2,838	2,891	4,930
5年度	150,485	61,506	211,991	47,729	70,389	70,723	8,440	4,156	3,819	6,735
6年度	169,440	74,101	243,541	54,487	82,605	79,682	9,986	5,003	4,493	7,285

9 その他

・隣接する横浜市資源循環局鶴見工場からの余熱及び発電電力を利用して運営されています。